

【アメリカ】 カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2009年5月26日、カリフォルニア州最高裁は、前年秋に住民投票で採択された州憲法修正を合憲とする判決を下した。憲法修正は「結婚は男女間でのみ成立する」という内容であった。

カリフォルニア州の同性婚^(注1)

カリフォルニア州では2000年に、同性婚を認めない旨の憲法修正を内容とした「プロポジション(署名数等の要件を具備し投票に付すことを認められた住民提案、イニシアティブ(直接立法)の一種)²²」が採択されていた。これに反対して、サンフランシスコ市は独自に、同性カップルへの結婚許可証を発行した。州最高裁はこの結婚許可証を無効と判断したが、2008年5月には、実質上同性婚を合法化する判決^(注2)を下した。

2008年の州最高裁判決は、性別を婚姻の根拠とすることは人種を根拠に婚姻を認めないことと同様であると論じ、同性カップルに結婚の代替として認められているドメスティック・パートナーシップ等は「差別的」な措置であると述べた。判決は、2008年6月から発効し、州は同性のカップルに対して結婚許可証の発行を始めた。

しかし、同性婚反対派はこれを覆すため、再び、婚姻を異性間に限るとする憲法修正イニシアティブ「プロポジション8」の採択を目指した。2008年11月、「プロポジション8」は採択された。すると、再度同性婚容認派からの行動が起こされた。「プロポジション8」に対する州憲法違憲訴訟の提起^(注3)である。前述のとおり州最高裁は、一度結婚を異性間のみ限定することを違憲とする判断を下している。しかし今回の州最高裁判決では、2008年の「プロポジション8」の有効性が認められた。

プロポジション8に対する最高裁判決

今回の判決は同じ裁判所による同一の事柄に対する判断に齟齬があるとの解釈もできる。しかし、今回の裁判で問題とされたのは、単に「プロポジション8」の有効性であり、前回の裁判の争点であった「結婚」の有する意味や「平等」や「プライバシー」に対する価値観の解釈問題ではないため、当然であるとの説明を行う者もある^(注4)。カリフォルニア州では、憲法修正(amendment)が改正(revision)となるには、プロポジションの採択と両院の3分の2以上の賛成を要する。今回の判決では、改正には至っていないが、修正としての、「プロポジション8」は有効であると解釈した結果だと論じられている。判決では、2008年6月から今回の判決が発効するまでの間に、州から結婚許可証を得た同性カップルの結婚については、当然に有効とされた。

注(インターネット情報はすべて2009年6月23日現在である。)

(1) 詳細については、井樋三枝子「カリフォルニア州同性婚容認」『外国の立法』2008.7、<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23601/02360101.pdf>参照。

(2) *Strauss v. Horton* (Hollingsworth) (2009) Cal.4t. (S168047)

(3) *In re Marriage Cases* (2008) 43 Cal.4th 757 [76 Cal.Rptr.3d 683, 183 P.3d 384]

(4) Vikram David Amar "An Analysis of the California Court Ruling Upholding Proposition 8," Jun. 1, 2009, *FindLaw*, <http://writ.news.findlaw.com/amar/20090601.html>